

宅地建物取引業免許の変更届に必要な添付書類等について(法人用)

◆ 届出書類は、2部（正本1、副本1）作成し、事務所を管轄する土木事務所に持参してください。

◆ の届出書類は、静岡県庁のホームページからダウンロードできます。

※「略歴書」、「専任取引士設置証明書」、「誓約書」、「事務所を使用する権原に関する書面」、「事務所付近の地図」、「事務所の写真」様式は、【宅地建物取引業免許申請書】からダウンロードしてください。

(○=必須、 △=条件に該当する場合必須)

届出事項 届出書類	商号	主たる事務所	代表者		役員		政令で定める使用人		専任取引士		従たる事務所(支店、営業所)				主・従たる事務所の電話番号の変更	主・従たる事務所の建物内の移動、同一敷地内の移動	姓名			免許証の再交付	営業保証金の差替	注意事項	
			就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	設置	廃止	移転	名称			代	役	表				
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更があった事項及び方のみ記入してください。 (全く記入事項のないページは添付不要)
身分証明書			○		○		○		○		○		○		○								本籍地の市区町村役場で発行。 ※外国籍の場合は、住民票及び自らが、禁治産者、準禁治産者、破産者でないことを誓約する書面(記名必要)の添付が必要です。
登記されていないことの証明書			○		○		○		○		○		○		○								東京法務局又は地方法務局(本局)で発行。(成年被後見人及び被保佐人とする記録がない証明) ※医師の診断書でも可の場合あり。
略歴書			○	△	○		○		○		○		○		○								就任を含む現在までの職歴を詳細に記入。
誓約書			○		○		○		○		○		○		○								代表者が代表して誓約し、免許申請書の申請者と同一のものを記入。
専任取引士設置証明書									○	○		○		○									今回の変更後の人数を記入。
履歴事項全部証明書	○	○	○	○																			変更事項の新旧年月日(就・退任日、移転日等)が確認できるもの。
閉鎖事項全部証明書	△	△	△	△																			★上記事項が履歴事項全部証明で確認できない場合は、今回の変更事項がわかる閉鎖事項全部証明書が必要。
事務所を使用する権原に関する書面		○															△						事務所の内容に疑義がある場合は、必要に応じてその契約書、権利書類等の添付が必要になる場合があります。
事務所案内図		○																					最寄の駅の駅・道路・目標物等を記入し、事務所の位置を明示してください。
事務所の写真		○																					事務所建物全体(ビルの場合は事務所の位置を示す)、事務所入口、事務所内部の写真を貼付してください。 (宅地建物取引業者票、報酬額表の文字が判別できる大きさ、鮮明なもの。)
事務所の間取図・フロア図			△																				住居等の一室を事務所として使用する場合、ビルの一室を利用する場合、同一フロアに2社以上同居している場合は、事前相談の上、提出が必要。
戸籍謄(抄)本																							氏名変更の記載、変更年月日が記載されているもの。
免許証書換え交付申請書	○	○	○																				
免許証	○	○	○																				現在使用中の原本を返納してください。
免許証再交付申請書																							○
営業保証金供託済届出書																							○ 団体加盟業者は、各保証協会の加入証明書を提出。
供託書(写)																							○ 法務局で発行した供託書の写し

◆ 役員、政令使用人、専任取引士の変更併せて、従業者に変更が出た場合は、併せて『宅地建物取引業に従事する者の変更届出書』+『従業者名簿』の提出が必要です。

◆ 役員等の就任の場合で、**代表者以外**の役員間の変更は、身分証明書、登記されていないことの証明書、略歴書の添付は不要です。

例：代表取締役→取締役、取締役⇄監査役